

1 1 南戸塚小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月31日

令和 8年 2月27日 改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

○いじめを防止するための基本的な方向性

◇いじめの未然防止（学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成など）

- ・誰もが、安心して豊かに生活できる学校風土づくりを推進する。
- ・相手意識をもち、互いの考えや思いを認め高め合う授業づくりを行う。
- ・児童（運営委員会）を主体とした未然防止運動を行う。一人一人の違いを認め合うためには、互いを理解し合うことが必要であると考え、その第一歩となるあいさつに力を入れて活動していく。また、ペア活動や集会でより仲を深めることができるようなレクリエーション等を計画・実践していく。
- ・学校運営協議会等を活用して、児童と関わる場面でのコミュニケーション、学校行事の参観等を通して、自然なあいさつを交わし、親しみをもつことができるようにする。

◇早期発見・早期対応（いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質の向上など）

- ・いじめを見逃さないために、いじめ防止対策委員会で定期的に児童の様子を把握する。
- ・学校カウンセラーや児童支援専任教諭、特別支援コーディネーター、養護教諭等と連携し、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に、教職員の資質の向上を目指し、計画的に研修等を実施する。
- ・いじめアンケートや学校生活アンケートの内容をいじめ防止対策委員会を中心に把握し、対策や支援の方法を検討していく。

◇適切な対処・措置（児童、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化など）

- ・いじめが起こったときには、関係児童と保護者の思いをしっかりと聞き、事実関係について正確に把握し、その解決に向けて、迅速かつ丁寧に対応する。
- ・定期的に学校の取組内容について、当該児童や保護者に報告し、その解決に向けて取り組んでいく。

- ・必要に応じて、学校カウンセラー、区役所、児童相談所、警察等の関係機関とも積極的に連携を図っていく。

○学校いじめ防止基本方針の目的

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、副校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

○組織の構成

組織の構成員は、全職員とする。(必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。)

※常設委員会を基本的には毎月最終週に設ける。これとは別にいじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、関係職員で迅速・機動的に臨時委員会を開催し、適切に対応する。

○組織の役割

- ・いじめを未然に防止するための対策や気になる児童、いじめの認知について話し合う。(常設委員会)
- ・いじめの疑いがあるときには一部の教職員で抱えず、児童支援専任がコーディネーターとなり管理職に報告、相談、連絡を行い、全職員で対応していく。
- ・児童支援専任が管理職の判断を仰ぎながら、いじめに関する情報の収集や記録、対応の役割分担を中心となって行う。

- ・重大事態が起こった場合は、管理職、教務主任、学年主任、養護教諭、児童支援専任をもって調査を行う。

○年間計画

月	年間計画	月	年間計画
4月	基本方針の確認と研修 いじめ防止対策委員会	10月	いじめ防止対策委員会
5月	生活相談 特別支援委員会全体会 いじめ防止対策委員会	11月	生活相談 非行防止教室(中学年) いじめ防止対策委員会
6月	いじめ早期発見のための記名式アンケート 学校生活アンケート(1回目) 「SOSの出し方」YP実施 (高学年) いじめ防止対策委員 横浜子ども会議(学級での話し合い)	12月	個人面談 人権週間 いじめ早期発見のための無記名式アンケート いじめ防止対策委員会
7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) 個人面談 自殺予防研修 いじめ防止対策委員会	1月	特別支援委員会全体会 いじめ防止対策委員会
8月	いじめ防止研修 人権研修 横浜子ども会議(区交流会)	2月	幼稚園保育園、中学校との引き継ぎ いじめ防止対策委員会 学校生活アンケート(2回目)
9月	携帯電話教室(高学年) いじめ防止対策委員会	3月	基本方針の見直し・改善

3 いじめ防止及び早期発見に向けた取り組み

○いじめ防止への取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

全職員がどの子どもに対しても同じ指導、支援を行う。「学校のきまり」に則した指導、支援について、随時、子どもの実態をふまえ、確認、共有する。

学級としての集団づくり、及び他学年との「ペア活動」の機会を大切にす。そのために、特別活動や道徳教育、人権教育を充実させ、また、集会や委員会など、子どもの自主的な活動に教師が積極的に関わり適切な指導、支援に当たる。

○いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する。

あわせて、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。その際、いじめアンケートや学校生活アンケート調査の内容について、いじめ防止対策委員会を中心に把握し、対策や支援の方法を検討していく。

さらに、学校カウンセラーに学級を参観してもらい助言を受ける。また、必要に応じて地域療育センターのコンサルテーションを行うなど外部機関との連携を図る。保護者への「教育相談」の案内を行ったり、必要に応じてSC、地域療育センター、子ども家庭支援課などの諸機関に案内したりする。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどして状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

○いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会（管理職、教務主任、学年主任、関係する児童の担任、児童支援専任、養護教諭）を中核として速やかに対応し協議・決定する。

対応については、全教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組み、当該児童を守り通すとともに、関係児童に対しては、児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。当該児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。関係児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

また、いじめの事実について、当該・関係児童保護者への報告を行い、家庭と協力して指導していく。

「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、当該児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、当該者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

○いじめの解消

いじめの解消とは、いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいて、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことであり、この2つの要件が満たされている必要がある。

いじめが解消するまでは、いじめ防止対策委員会や関係職員での情報共有を続けると共に、当該児童の見守りと定期的な声かけを続けていく。

○教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修などを行うために、「いじめ」根絶！横浜メソッドなどの資料や専任会等で得た情報を元に必要に応じて児童支援専任が職員会議での児童理解の時間を活用して行う。

○学校運営協議会等の活用

「南戸塚小学校いじめ防止対策基本方針」は、より実効性の高い取組となるよう、

学校運営協議会をはじめ関係機関の意見を聞きながら、保護者及び地域の理解と協力のもと策定する。

○年間計画

「2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組」の年間計画参照

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

但し、いじめられている児童や保護者からの申し出があった時には、定義に関わらず、適切な対応にあたる。

○重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会南部学校教育事務所に報告する。また、必要に応じ、警察等の関連機関との連携を図っていく。

○重大事態の調査

いじめ防止対策委員会を中心に、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

○児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 その他

この基本方針は、いじめ防止対策委員会を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直し、ホームページ等で公表していく。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の主体的かつ積極的な活動を推進する。